

議案第 15 号

日出町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

日出町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日出町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 40 年日出町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

新たに職員となった者は、様式第 1 号又は様式第 2 号による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

第 2 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員のサービスの宣誓に関し、押印を求める手続等の見直しをするため、提出する。